

光イメージキャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川市が権利を保有する平成二十六年NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公・黒田官兵衛の妻である光イメージキャラクター「てるひめちゃん」(以下「キャラ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、キャラが適切に使用され、加古川市のイメージアップ及び知名度の向上が図られることを目的とする。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、加古川市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の届出により使用することができる。

- (1) 加古川市および加古川観光協会が使用するとき。
- (2) 加古川市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラの使用を承認するものとする。

- (1) 加古川市のイメージを損ない、関係者に不利益を与え、または与える恐れのあるとき。
- (2) キャラを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用するとき又はこれらの者と密接な関係を有するとき
- (6) その他、市長がキャラの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第4条 キャラの使用許可の期間は、原則、使用を許可した日から当該許可日の属する年度末までとするが、使用目的・形態等により、使用者が、それ以前又は以後の使用期限を希望し、市長がこれを認めた場合についてはこの限りではない。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、承認条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形など)を改変しないこと。
- (4) 原則として、キャラを使用する物品等には「てるひめちゃん」との表記を付すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 キャラの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、キャラの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規程により、キャラの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市及び市長はその責めを負わない。

- 2 キャラの使用承認を受けた者が、キャラの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市及び市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、キャラの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月24日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。